Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-26

リベラルな多文化主義における新しい文化概念 : アラン・パッテンを手がかりに

河村, 真実

(Citation)
六甲台論集. 法学政治学篇,65(2):1-20

(Issue Date)
2019-03-29

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81011187

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011187

リベラルな多文化主義における新しい文化概念
―アラン・パッテンを手がかりに

河　村　真　実

目次

一　はじめに
二　キムリッカ文化概念の意義と限界
　1　文化・自由・中立性
　2　キムリッカ理論の限界
三　パッテンによる文化概念の発展
　1　新しい文化概念としての社会連結説
　2　権利主体の拡大
　3　選択の文脈と文化の本質的価値
四　パッテン文化概念の批判的検討
　1　権利主体の範囲をめぐる問題
　2　文化の変化をめぐる問題
　3　自由意思の限界と国家の必要性
五　結びにかえて

一　はじめに

20世紀後半以降今日に至るまで、北米の先住民運動やEU圏への難民流入等に伴い、文化的多数派の文化的少数派に対する抑圧や、そうした抑圧に対する文化的少数派の反発が激しさを増してきた。近年では、文化的対立は主流派と少数派の間のみに留まらず、少数派集団間でも生じるようにもなっている。こうした現状を背景として、多文化共存は、政治理論においても重要な論点となった。

政治理論の領域において、多文化主義の議論は、集住や共通の言語など社会制度に焦点を

当てた文化概念に基づき、文化集団を権利主体とする集合的権利という概念を提示するウィル・キムリッカを中心として展開されてきた。しかし、こうしたキムリッカ理論に対しては、近年多様な批判が提起されている。たとえば、ジョセフ・カレンスは、キムリッカ理論において文化的権利の主体となる集団が先住民と永住希望の定住型移民だけに限定されていることを批判し、一時労働者、難民、不法滞在者等の非定住型移民に対しても、一定の権利付与が必要であると主張する(1)。また、スーザン・オキンは、キムリッカの提示する集合的権利が、内部少数派と呼ばれる文化集団内部の女性や子ども等の人権を無視し、彼女たちに対する暴力や抑圧行為を助長する可能性を指摘し、内部少数派の保護を主張する(2)。こうした集合的権利のあり方をめぐる問いが、リベラルな多文化主義の議論において、最も中心的な問いの一つであることは疑いない(3)。

本稿の課題は、こうした近年のリベラルな多文化主義における権利論の中でも、その根幹をなす基礎概念の一つである文化概念のあり方について、その代表的論者であるアラン・パッテンの所説を手がかりに考察することにある。多文化主義理論においては、キムリッカ登場以降、彼の提示した文化概念が無批判に踏襲されてきた。それゆえ、多様な権利や保護政策の具体的なあり方を考察する議論のみが進められ、文化概念など権利論そのものについては、新たな理論が提示されることなく空白であった。このことは、セシル・ラボルデやデイヴィッド・ミラーなど最先端の多文化主義研究において、キムリッカの理論が通説として

---

(1)　J. Carens, *The Ethics of Immigration*, Oxford University Press, 2013.

(2)　S. Okin, Is Multiculturalism Bad for Women?, in, J. Cohen, M. Howard, and M. Nussbaum, eds., *Is Multiculturalism Bad for Women?,* Princeton University Press, 1999, pp. 7-24. 内部少数派の問題については、別稿を予定している。

(3)　こうした問題を扱う重要な研究として、A. Laden and D. Owen, eds., *Multiculturalism and Political Theory,* Cambridge University Press, 2007、石山文彦「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察―ウィル・キムリッカを中心として（一～六）」、『國家學會雑誌』第一一三巻第一・二号、一-三三頁、第一一三巻第七・八号、六〇七-六四〇頁、第一一三巻一一・一二号、九八六-一〇二四頁、第一一四巻第三・四号、一-三七頁、第一一四巻第九・十号、六四五-六六八頁、第一一五巻第九・十号、七二-一三一頁、二〇〇〇-二〇〇一年、飯田文雄.“多文化社会におけるリベラリズム（一～五）：ウィル・キムリカの場合.”神戸法學雑誌，49巻1号，51巻4号，52巻1号，53巻4号，54巻4号，1999-2005: 81-114頁、41-63頁、45-54頁、96-118頁、121-145頁、松元雅和「リベラルな多文化主義」、慶應義塾大学出版会、二〇〇七年、浦山聖子.“グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ（一～五）.”國家學會雑誌 124巻7・8号、124巻9・10号、124巻11・12号、125巻1・2号、125巻3・4号，2011-2012: 612-661 頁、758-805 頁、857-888 頁、1-40 頁を参照。また、リベラル・ナショナリズムの立場から集合的権利の限界を論じたものとしては、D. Miller, *National Responsibility and Global Justice*. New York: Oxford University Press, 2007.、白川俊介「ナショナリズムの力―多文化共生世界の構想」、第二版、勁草書房、二〇一二年を参照。

議論の起点とされていることからも明白である(4)。そうした中、パッテンは、文化概念や国家の中立性概念等の原理的な再考を踏まえて、集合的権利論を発展させた。彼は、集合的権利の主体となる文化集団を言語の共有や集住という制度的側面から把握するキムリッカの文化概念が、一時労働者や難民のように、言語の共有や集住といった制度的特色を共有しない多くの文化集団を多文化主義の視野の外部に置いたことを強く批判する。そして、そうしたキムリッカの制度論的な文化概念に換えて、集団内の成員相互に特定の文化を継承する仕組みが共有されているか否か、換言すれば、文化を共有する社会化過程が共有されているか否かを、新しい文化概念の基準として提示する。このように、権利論の根底にある文化概念を発展させたパッテンの理論を考察することは、リベラルな多文化主義における権利論の再考に不可欠である。

本稿では、こうしたパッテンの文化概念について、以下の手順で考察する。二では、キムリッカの文化概念の内容と特徴について、彼の既存リベラリズムへの批判を踏まえて考察すると同時に、キムリッカ理論の問題点について、カレンスらの批判を手がかりに考察する。三では、パッテンの提示する新たな文化概念とその意義について、彼自身の新しい文化概念としての「社会的連結説」という概念を手がかりに考察する(5)。四では、パッテンの理論に対する予想されうる批判と応答の可能性を検討する。具体的には、パッテンの文化概念が、権利主体を無制限に拡大する可能性、文化の可変性に対応できない可能性、個人の文化帰属について自由意思のみで説明を試みている可能性について考察する。本稿では、こうした考察を通じて、パッテンの文化概念が、文化集団の成員相互の人間関係に焦点を当てる関係論的な文化概念であることを明らかにする。その上で、この関係論的な文化概念が、文化自体ではなく、文化の形成過程に着目することにより、既存のリベラルな多文化主義における限界を打破しうることを示す。

二　キムリッカ文化概念の意義と限界

1　文化・自由・中立性

キムリッカによれば、彼以前のリベラルは、個人が「社会によって与えられた役割や関係に優先」するという前提のもと、個人権のみを主張し、個人の自由と文化の関係性を軽視し

---

(4)　C. Laborde, *Liberalism's Religion,* Harvard University Press, 2017、D. Miller, *Strangers in Our Midst: The Political Philosophy of Immigration,* Harvard University Press, 2016

(5)　その他、パッテンは「取扱いの中立性」や「平等な承認」等の新たな概念を提示し、リベラルな多文化主義における他のあらゆる中心的概念に影響を与えているが、本稿では、その中でも特に文化概念に絞って考察する。

てきた（CPP: 208／邦訳、三〇二頁）[6]。これに対して、キムリッカは、個人の自由を「様々な選択肢の中から選択を行うこと」と理解し、文化がこうした自由にとって不可欠な「選択肢を提供し、（中略）それらの選択肢をわれわれにとって有意味なものにしている」として、個人の自由と文化の不可分の関係を強調している（MC: 83／邦訳、一二二頁）。更に彼は、リベラリズムの自由が想定するもう一つの重要な局面として、個人が選択を誤った場合、あるいは経験を通して既に選択した考え方に対する評価が変わった場合に、選択を修正する自由に言及する（MC: 81-82／邦訳、一二〇頁）。この場合、人々は新たに「異なる生活様式を提示する選択の文脈から選択」することとなるが、その「選択肢の範囲は文化的遺産によって決定される」ため、個人の自由にとって文化は不可欠だという[7]。

それでは、キムリッカが保護対象として想定する文化とは、具体的にどのような文化なのだろうか。キムリッカは、文化という言葉の多義性を理解した上で、彼の多文化主義理論において保護対象とする文化を、「公的および私的生活（学校、メディア、法、経済、政治など）における広範囲の社会制度で用いられている共通の言語を中核に持ち、一つの地域に集中している文化」と定義し、これを「社会構成的文化」と呼ぶ（PV: 25／邦訳、五二頁）。彼は、こうした社会構成的文化を持つ文化集団、すなわち保護対象とする文化集団の具体的内実として、以下のナショナル・マイノリティとポリエスニック集団に焦点を当てている。キムリッカによれば、ナショナル・マイノリティは、「既存の国家に編入される以前に自分たちの歴史的領土に十全な社会を作り上げていた」集団であるため、多数派の文化と別個の社会として維持することを望む（PV: 54／邦訳、七八頁）。これに対して、ポリエスニック集団は、

（6）　本文および注で使用するキムリッカとパッテンの文献を以下のように略記した。本稿の邦訳引用部分は一部修正しているため、万が一、誤訳等がある場合は本稿の責任である。

CPP: W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy: an Introduction*, Oxford University Press, 2002.（千葉眞・岡崎晴輝訳『新版　現代政治理論』、日本経済評論社、二〇一〇年。）

PV: W. Kymlicka, *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism and Citizenship,* Oxford University Press, 2001.（岡崎晴輝・施光恒・竹島博之・栗田佳泰・森敦嗣・白川俊介訳『土着語の政治』、法政大学出版局、二〇一二年。）

MC: W. Kymlicka, *Multicultural Citizenship.* Oxford University Press, 1995.（角田猛之・石山文彦・山崎康仕訳『多文化時代の市民権―マイノリティの権利と自由主義』、晃洋書房、一九九八年。）

RC: A. Patten, Rethinking Culture: The Social Lineage Account, in *American Political Science Review*, Vol. 105, No. 4（2011）pp. 735-749.

JMLR: A. Patten, Survey Article: The Justification of Minority Language Rights, in *The Journal of Political Philosophy*, Vol.17, No. 1（2009）pp. 102-128.

ER: A. Patten, *Equal Recognition: The Moral Foundations of Minority Rights,* Princeton University Press, 2014.

（7）　W. Kymlicka, *Liberalism, Community and Culture,* Oxford University Press, 1989, p. 164.

定住型移民が互いに結びついて形成する緩やかな集団であり、「主流社会の制度や法律を修正し、それが種々の文化的差異をよりいっそう包容するものとなる」ことを望むという（MC: 9／邦訳、一五頁）。

キムリッカは、こうした文化集団を権利主体として想定し、個人が自由を享受するために不可欠な社会構成的文化の保護を目的として、個人ではなく集団を対象とする集合的権利を提唱する(8)。少数派の社会構成的文化は、多数派の社会構成的文化とは異なって、国家からの援助が一切なければ、衰退あるいは消滅する可能性が高いと考えられる。それゆえ彼は、文化的次元での平等を実現するためには、現代リベラリズムが擁護してきた普遍的な個人権だけでは不十分であり、個人権を補完するものとして集合的権利が必要だと主張するのである（MC: 26／邦訳、三八頁）。その例としては、ナショナル・マイノリティに対する自治権や漁業権、ポリエスニック集団に対する言語権、宗教上の不利益を与える法律の適用除外などが挙げられる（MC:15, 38, 44／邦訳、二一、五四、六三頁）(9)。

以上のようにキムリッカは、既存リベラリズムにおける欠点の第一として、自由の実現に際する文化の意義付けが薄弱であったことを指摘する。しかしながら、彼によれば、既存リベラリズムの問題点はそれに留まるものではない。キムリッカは、既存リベラリズムの第二の問題点として、それが支持した中立性概念の不当性にも言及している。彼以前のリベラルは、「国家はどのような特定の文化も、積極的に維持しようとすべきではないし、またその存続を妨げようとすべきでもない」と主張してきた（MC: 108／邦訳、一六二頁）。リベラルのこうした主張についてキムリッカは、リベラルな国家の中立性が、いかなる社会構成的文化にも与しないという「好意的無視（benign neglect）」と同一視されてきたと批判する(10)。好意的無視を採用する国家は、いかなる社会構成的文化も支援してはならないため、集合的

(8)　キムリッカは、集合的権利と集団別市民権を互換的に使用している。厳密には、自治権、エスニック文化権、特別代表権等を、集合的権利の一類型である集団別市民権と呼称している。しかし、キムリッカ自身も認めているように、キムリッカが集団別市民権と定義している権利は、集団別市民権の提唱者と批判者の双方により「集合的権利」と呼ばれている。本稿では、後にキムリッカ理論を他の論者と比較することを考え、こうした権利を統一して「集合的権利」と呼ぶことを選択する（MC: 34-35／邦訳、五〇頁）。

(9)　こうした集合的権利論に対して提起される懸念として、集合的権利と個人権の対立が挙げられる。しかしキムリッカによれば、集合的権利は個人の自由を確保することを目的とするものであり、それが個人と集団のどちらにより行使されるかを本質的な問題としない（MC: 45）。

(10)　キムリッカは、現代のリベラリズム論者が、少数派に対する権利付与に対して原理的に反対しなかった中世リベラリズムの解釈を正しく継承せず、普遍的な個人権のみを認めるという新たな規範を追加することにより、その規範に即して少数派の権利に反対していると批判している（MC: 68／邦訳、一〇〇頁）。

権利の付与は既存リベラリズムと矛盾することになるというのである（MC: 110／邦訳、一六九頁）。

しかしながら、キムリッカはこうした好意的無視という形での中立性の主張は、国家と文化の現実の関係を考えれば、決して妥当なものではないと批判する。実際に、好意的無視は、宗教の場合には有効であっても、政治、法、公教育に用いられる公用語については、国家がいずれかの社会構成的文化を選択せざるを得ないため、社会構成的文化に関して、好意的無視を採用することには限界がある。更に、キムリッカは、「ある文化が生き残るかどうかを決定する最も重要な要因の一つは、その言語が政府の言語、すなわち、公教育、裁判所、福祉機関、公共医療サービスなどで使用される言語であるかどうかである」と主張する（MC: 111／邦訳、一六六頁）。すなわち、政府がある言語を採用すれば、自然にその言語と結びついた伝統を次世代に伝えることとなるため、好意的無視に則って少数派言語を支援しないことは、少数派言語を周縁に追いやることとなる（MC: 111／邦訳、一六七頁）。政府が公に用いる言語を選択しなければならない以上、「政府がエスニック集団と民族集団に関して中立であることが可能だという考えが誤りであることは歴然としている」というのである（MC: 110-111／邦訳、一六六頁）。

こうしたキムリッカの文化概念の特色は、特に後のパッテンの議論との対比を念頭に置けば、以下の二つの点に要約できる。第一の特色は、その制度論的な性格である。キムリッカは、文化集団の成立について、共通の言語や集住などを条件とし、共通の社会制度のもとで制度化された集団を想定している。そのため、そうした制度化の最も進んだナショナル・マイノリティを文化集団の典型例と捉え、制度化の程度が薄弱なポリエスニック集団の権利をはるかに劣位に置いている。

キムリッカの文化概念の第二の特色は、その本質主義的な性格である。キムリッカは、諸個人が文化に帰属する場合、人々は自覚的で意識的な文化への帰属意思を持ち、社会制度に対して継続的で安定的な支持を与えつつ集団に帰属すると理解する。すなわち彼は、文化集団の成員の意思が不断に変化し弱体化していく可能性や、経済的環境の改善を目的とする移動など、文化帰属以外の多様な利害関心に基づいて成員が行動する可能性を必ずしも十分に考慮していない。その結果、キムリッカは、各文化集団の成員が同一の社会制度を支持する意思を共有し、そうした意思の実現のみを目的として行動するという本質主義的な文化理解に陥ってしまったのである[(11)]。

---

(11) アン・フィリップスは、フェミニズムの観点から、こうした本質主義的な文化概念が女性やその他の社会的弱者の権利を侵害することを主張する。（Anne Phillips, *Multuculturalism without Culture*. Princeton: Princeton University Press, 2007.）

2　キムリッカ理論の限界

キムリッカは、リベラリズムの立場から集合的権利の正当性を示し、その後の多文化主義理論の礎を築いた。だが同時に、彼の議論に対しては、権利主体の狭隘性に関する問題群や、集合的権利が集団内エリートの権力を強化し、女性や子どもなど内部少数派への権利侵害を助長する可能性に関する内部少数派論の問題群など(12)、多数の限界も指摘されている(13)。本稿の関心から以下では、権利主体の狭隘性問題に絞って考察する。

キムリッカは、ケベックのフランス系住民を念頭に置いているため、社会制度や言語の共有と集住を権利主体となる文化集団の条件としており、ケベック型以外の文化集団に対する権利付与の可能性を考慮していない。そのため、キムリッカの想定する社会構成的文化を持つ文化集団は、非常に狭い範囲に限定されてしまう。こうした権利主体の狭隘性という問題は、永住希望の定住型移民以外の類型に対する権利拡大の観点から考えることができる。たとえばジョセフ・カレンス(14)は、一時労働者や難民のような非定住型移民の多様な類型についても、教育や経済に関する一定の権利を保証することこそがリベラルな国家の要請であると主張している(15)。

こうしたカレンスの議論の特色を端的に示すのが、彼の一時労働者に関する議論である。カレンスは、一時労働者に関してほとんど言及しないキムリッカとは対照的に、彼らが十分な権利を享受することなく、不当な取扱いを受けているという実態に着目する(16)。たとえ

---

(12)　内部少数派論の問題群とは、キムリッカの提示する集合的権利論が、権利主体である文化集団の成員が自らの自覚的な選択に基づき当該集団に所属するという前提から、集団内部の同質性を前提としているという批判である。たとえば、スーザン・オキンは、キムリッカの提示する集合的権利が、集団内で意見が反映されにくい女性や子ども等に対する抑圧の温床となる可能性を指摘する。彼女は、児童婚、強制婚、一夫多妻制などの女性の意思決定を阻害する結婚制度を含む抑圧的な文化が、集合的権利の創設によって変革を阻まれたまま温存され、こうした女性に対する抑圧行為を助長することを危惧する（S. Okin, Is Multiculturalism Bad for Women?, in, J. Cohen, M. Howard, and M. Nussbaum, eds., *Is Multiculturalism Bad for Women?,* Princeton University Press, 1999, p. 17）。こうした内部少数派に関する問題については、別稿を予定している。

(13)　キムリッカの集合的権利論に対する代表的批判を扱う文献として、浦山聖子「多文化主義の理論と制度― Will Kymlicka の多文化主義論と公用語政策の検討―」、『国家學會雑誌』第一二〇巻第三・四号、二〇〇七年、二五六-三一四頁、を参照。

(14)　カレンスの移民政策論に関してより詳細に論じたものとして、岸見太一「J. H. カレンズの移民の倫理学」、『早稲田政治公法研究』第一〇五号、二〇一四年、一七-三三頁、を参照。

(15)　Carens, *The Ethics of Immigration*, p. 63

(16)　キムリッカは、不法移民や一時労働者がナショナル・マイノリティとポリエスニック集団のいずれにも該当しないことを認めている。しかし、キムリッカは、不法移民や一時労働者が最終的には主流派社会に統合されることを望むと想定し、移住した当初の自己認識に関わらず、ポリエスニッ

ば、カレンスは、国家による非定住型移民に対する保護が不十分であるために、一時労働者が、事実上、受入国の市民に対する労働法規とは異なる基準に基づき、劣悪な環境下での労働を余儀なくされる可能性を指摘する。つまり彼は、国家が一時労働者の置かれる経済的あるいは文化的に不平等な状況を看過していることを問題視し、一時労働者に対して市民と同等の権利が付与されるべきだと主張する。その根拠として、カレンスは、一時労働者が、居住している土地で深い人間関係を形成し、受入国内に長期間滞在するほど、その土地に留まろうとする意思が強くなることに着目している(17)。こうして彼は、一時労働者に対して、まず何よりも、人権や労働権など最低限の権利保証を行った上で、更に文化やアイデンティティに関する諸権利を与える可能性を、キムリッカよりも明示的に考察することとなるのである(18)。そして、カレンスは、こうした初期キムリッカの理解が権利主体をケベック型の文化集団のみに限定していると指摘する(19)。

こうした批判を受けて後期キムリッカは、ナショナル・マイノリティ、ポリエスニック集団に加え、民族宗教的集団や外国人居住者、アフリカ系アメリカ人等に類型化した(20)。しかし、この類型化は依然として社会構成的文化を前提としているものであり、ナショナル・マイノリティとポリエスニック集団以外の、集住や特定の制度を共有しない文化集団の集合的権利の根拠は薄弱である。特に、アフリカ系アメリカ人について、権利主体としての根拠が薄弱であることを、キムリッカは以下のように明示的に認めている。「アフリカ系アメリカ人は、（中略）自発的な移民というパターンには適合しない。なぜならば彼らは奴隷として非自発的にアメリカに連れてこられたからである。（中略）彼らはアメリカに故郷や共通の歴史的言語を持たないため、ナショナルな少数派のパターンにも合致しない。（中略）それゆえ、アフリカ系アメリカ人の状況は事実上独特である（CPP: 360／邦訳、五一八頁）」。このように、キムリッカは、ナショナル・マイノリティとポリエスニック集団以外の少数派文化集団については、明確な根拠を示すことができず、自らの文化概念からの逸脱事例とし

ク集団と同様の取扱いを受けることとなると主張する（PV: 58-59／邦訳、八三-八四頁）。

(17) Carens, *The Ethics of Immigration*, p. 159.

(18) カレンス以外に、集合的権利の主体拡大を主張する論者として、マイケル・ブレイクが挙げられる。ブレイクは、全ての国家が普遍的なリベラリズムの原理に立脚すべきであり、そうした原理が各国家の成員全てが道徳的権利を持つことを基礎づけると主張する。すなわち、ブレイクは、国家が恣意的な判断をする可能性を考慮し、国境を超える普遍的原理の必要性を主張することを通して、定住型・非定住型移民に対する権利の拡大を主張している（Michael Blake, *Justice and Foreign Policy*, Oxford University Press, 2013, p. 50.）。

(19) Joseph Carens, *Culture, Citizenship, and Community: A Contextual Exploration of Justice as Evenhandedness,* Oxford University Press, 2000, p. 63.

(20) CPP pp. 348-365

て個別に対処しようとするのである。

三　パッテンによる文化概念の発展

1　新しい文化概念としての社会連結説

それでは、以上のようなキムリッカの議論を前提として、パッテンは集合的権利論をどのように発展させたのだろうか。彼はキムリッカ理論の問題を、まずその文化概念の定義に求める。すなわち、キムリッカ理論の問題は、その文化の定義の本質主義的性格にあるというのである。パッテンによれば、本質主義の概念は、「その種に属する全員により所有される、いくつかの関連する特性から一つを選び出すことで、自然界や社会における本質を特定する」概念と定義され（RC: 736）、そうした本質主義的な文化の定義が、キムリッカ理論の問題の一因となっていると理解される（RC: 737）。すなわち、こうした本質主義的な文化概念は、文化集団を固定的な本質を有する集団として理解するため、集団内部の人々の多様性、すなわち内的多様性を認めない。また、外部との接触により他の文化集団との共通点が生じ文化が変化する可能性、すなわち外的重複も考慮されない(21)。こうしたキムリッカの本質主義的な文化理解が、既に述べた文化的権利主体の狭隘性という問題の原因となっていると考えられる。

それでは、キムリッカの本質主義的な文化概念の問題点を、パッテンはどのようにして克服しようと試みるのだろうか。彼は、キムリッカのような本質主義的文化概念から脱却するため、文化自体を定義するのではなく、その形成過程に着目し文化を再解釈する。すなわち、彼によれば、「時代を越えて、文化継続の系統を辿ることのできる集団の成員は、（中略）他の集団の成員が経験する社会化とは別の（中略）共通の社会化の経験を共有する」（RC: 741）。そして、彼は、そうした自らの文化概念を「人々が互いに他の集団に押し付けられる形成条件とは別の、一組の形成条件に従属するときやその程度に、彼らが共有する関係性」と定義し、こうした自らの文化概念を「社会連結説」と名付ける（RC: 741）。このようにパッテンは、文化の形成過程に注目し、自我形成環境を共有する人々の集合体が、文化的権利の主体となる文化集団であると再定義する。

こうした社会連結説を採用すれば、キムリッカの本質主義的な文化の定義では考慮されなかった、集団内部の多様性を考慮することができる（RC: 742）。なぜなら、兄弟が同じ環境

(21)　パッテンは、これに関連する問題として、時間の経過に伴う文化の変化についても言及している。彼は、本質主義的な定義に従えば、文化集団の成員が信条や価値観を修正、あるいは断念すると、その文化は消滅することとなるため、本質主義的な定義は、変化を経ながら世代を越えて文化が継承されるという事実に反すると指摘する（RC: 738）。

で育っても異なる影響を受けるように、共通の形成条件下に存在することを文化集団の条件とする社会連結説は、人々が最終的に同質的な信条や価値観を共有することを必ずしも要求しないからである。更に、社会連結説は、外部との接触による文化の可変性にも配慮することが可能である。社会連結説に従えば、個人は自分が特定の形成環境下に存在するが、同時に他の様々な圧力の影響下にも存在する。そのため、社会連結説は、地理的に離れている集団、あるいは民族的に異なる集団間で同一の文化を共有する横断的な集団のように、重複し相互に作用する混成的な文化の特徴をも説明することを可能とする（RC: 742）。このように、パッテンは、キムリッカの制度的で同質的な文化概念とは異なって、成員相互の社会化過程の共有に着目し、より多様な文化集団の所在を視野に入れた、関係論的な文化概念を提示するのである。

2 権利主体の拡大

このように、パッテンは、社会制度の共有から文化を定義することにより、本質主義的な文化理解に陥ったキムリッカを批判し、文化の形成過程に着目する新しい文化概念を提示する。それでは、彼自身はこうした自らの文化概念がどのような意味で、権利主体の拡大に成功すると主張するのだろうか。そのことをパッテン自身は、様々な類型の少数派言語集団の擁護という具体例を用いて以下のように説明する。すなわち、キムリッカの提示する社会構成的文化という概念を採用する場合、権利主体は社会制度で用いられている共通の言語を中核に持ち、一つの地域に集住している文化に限定される。ケベックのフランス系住民はまさにその典型例である。ケベックのフランス系住民は、一つの地域に集住し、集団の成員がフランス語で構成された社会制度を共有しているため、キムリッカ理論において文化的権利の主体として認められている。

他方、アメリカに居住するイタリア系定住型移民は、キムリッカの提示する社会構成的文化の定義には適合しない可能性が高い。なぜなら、彼らは多くの場合、移住先のアメリカで集住地を持つことなく、アメリカの主流派言語である英語で構成された社会制度を共有しているからである。この場合、キムリッカ理論に従えば、イタリア系移民集団は集住と共通の言語という条件を満たさないため、文化的権利の主体として認められないことになってしまう（JMLR: 112）[(22)]。キムリッカは、ナショナル・マイノリティやポリエスニック集団以外の

(22) こうした類型は、ポリエスニック集団に該当するのではないかという疑問が生じる。しかし、キムリッカは、ポリエスニック集団を、主流派社会の中で生活することを自ら選択する集団と理解しているため、彼らに付与する集合的権利を、ナショナル・マイノリティと同等には認めていない。これに対して、パッテンは、ポリエスニック集団が、ナショナル・マイノリティと同等の権利を享受できる環境を目指す。

多様な文化的少数派類型に言及するが、その権利付与に関する明確な根拠は社会構成的文化概念では示すことができないのである。このように、キムリッカの文化概念は、権利主体の狭隘性問題に深く関係している。

これに対して、パッテンの社会連結説を採用すれば、ケベックのフランス系住民と同様に、イタリア系移民も権利主体となり得る。社会連結説においては、文化的権利の主体となる条件として、集住や共通の言語のような社会制度の共有を求めない（RC: 742）。そのため、イタリア系移民の例についても、社会連結説で定義される形成環境の共有という条件を満たす以上、十分に権利主体として認められる。このように、社会連結説により権利主体として認められる文化集団の概念は、キムリッカが議論の対象としたナショナル・マイノリティや定住型移民に加え、一時労働者や難民など非定住型移民に対しても拡大することが可能となるのである。

3　選択の文脈と文化の本質的価値

パッテン自身は、自らの社会連結説の利点について、以上のような権利主体の拡大という点だけでなく、集合的権利の正当化根拠の強化という点からも更に議論を敷衍する。既述のように、キムリッカは、文化が人間の人生において必要不可欠な選択肢を提供するという観点から少数派文化保護の必要性を正当化し、それ以降こうした集合的権利の正当化根拠論は通説化していた。これに対して、パッテンは、文化が選択肢を提供するということに加えて、文化そのものが本質的価値を持つことを文化的諸権利の正当化根拠とする。それでは、パッテンはこうした文化の選択肢としての価値と、本質的価値という二つの正当化根拠をどのように組み合わせて集合的権利の擁護を行うのだろうか。

まず、パッテンは、文化が人生の選択肢を提供するというキムリッカの見解それ自体については、基本的に妥当なものだとの見解を示している。パッテンによれば、「少数派文化の成員は、自らの文化が存続し繁栄するときよりも、良くない状態のときの方が大いに不遇」であり（ER: 70）、より多くの人々が自らと同じ文化を共有するほど、当該文化を選択しやすい。そのため、少数派文化の成員の適切な選択肢を確保するためには、少数派文化を存続させる保護政策が必要となるのである。このように、文化が衰退し、適切な選択肢としての機能を果たさないために、少数派文化集団の成員が自らの文化を選択できない状態を、パッテンは「選択の不利益」と規定し問題視する。すなわち、パッテンは、文化が人間にとって必要な選択肢を提供するという意味で価値を持つことについて、キムリッカに同意するのである。

しかし、文化の価値を、選択肢を提供するという点にのみ着目して説明しようとすると以下のような問題が生じる。パッテンによれば、各人に適切な選択肢を提供することのみに文化の価値を求めるならば、自分の育った母文化以外であったとしても、他の文化集団から選

択肢さえ提供されていれば、母文化が喪失しても問題ないということになってしまう（ER: 75）。たとえば、定住型移民が同化する場合に、生活に必要な文化的選択肢、あるいは選択肢へのアクセスに必要な言語等の技術や能力さえ保障されていれば、母文化である少数派文化の保護の必要がないことになってしまう（ER: 83）。このように、少数派文化の保護、特に移民集団に対する文化保護の根拠を、選択肢の提供という点でのみ説明することは極めて困難なのである。

そこで、パッテンは、文化保護の根拠として、文化が選択肢を確保するという道具的な理由に加えて、文化がアイデンティティ実現に際して果たす、より本質的な役割や価値に着目することが不可欠であると主張する。彼によれば、人間は自分の属する文化集団に愛着を持つようになり、そうした愛着が自らのアイデンティティと密接に関わっているため、アイデンティティの保護という観点から文化保護が正当化されるという。実際に、他者に自らの文化を侮辱された場合、こうした文化という集合的価値の否定という事実を自らのアイデンティティを侮辱されたことと判別することは難しい（ER: 96）。このように、パッテンは、文化とアイデンティティの密接な関係性に着目し、そうした文化の本質的価値も少数派文化保護の根拠となり得ると主張するのである。

こうした文化の本質的価値を文化保護の根拠とするパッテンの立場に対しては、文化保護が自己目的化するという批判が生じる可能性も想定される。すなわち、少数派文化は、少数派文化集団の成員のアイデンティティに深く関係するため、いかなる場合も必ず維持されなければならないという結論が導かれるようにも思われる（MC: 86／邦訳、一二七–八頁）。こうした結論は、一見する限り、母文化から離れることは重大なコストを伴うため実際は不可能に近いという理由から、文化保護に関する権利を正当化してきたキムリッカの主張と同様の立場であるようにも思われる。しかしながら、パッテンは、キムリッカとは明白に異なって、結果的に文化が存続あるいは繁栄するか否かではなく、その過程で少数派集団の成員が自らの文化を維持するという選択が可能な状況にあったか否かということを重視している。すなわち、パッテンは、個人が母文化を自発的に放棄する場合については同化を否定するものではない。それゆえ、パッテンの結論は、母文化が少数派文化集団の成員によって自発的に放棄されない限り保護すべきであるというものになる。このように、文化の喪失が常に非自発的であるという想定のもと、文化保護を自己目的化するキムリッカに対して、パッテンは文化の喪失について自発的な場合と非自発的な場合を区別し、非自発的な喪失のみを回避するために文化保護の必要性を主張する（ER: 72）。

以上のような議論から、パッテンは、人に選択肢を与えるものとしての道具的な価値と、アイデンティティと直結しているという本質的な価値の両方を、文化の価値とする。こうした文化の価値に関する多角的な理解が、あらゆる文化集団に対する集合的権利の根拠を強化するのである。更に、パッテンの文化概念の立場を採れば、文化の衰退が許容されるか否か

は、文化集団の成員の自発性の有無に依拠するため、拡大した権利主体に対して付与される権利の内容や程度は、各場面において成員が自発的に母文化を放棄するかについて個別に判断されることとなる。このように、パッテンの文化概念は、文化の本質的価値を評価し、少数派文化保護の正当化根拠を強化した上で、そうした文化保護の程度については文脈判断とすることにより、少数派文化集団の成員が必ずしも母文化の維持を希望しないという実態に即した理論を目指したのである。

四　パッテン文化概念の批判的検討

以上のように、パッテンは、キムリッカの文化概念の問題点を克服しようと試みたが、こうしたパッテンの新たな文化概念に対しても、いくつかの問題が想定される。パッテンの文化概念に関する具体的批判はまだ必ずしも十分に展開されていないが、ここでは本稿独自の関心から予想される問題の中から、主要な三つの問題を採り上げ、それらへの対応を試みたい。

1　権利主体の範囲をめぐる問題

まず、パッテンが、文化的権利の主体を無制限に拡大するのではないかという批判を採り上げよう。前述のように、彼は社会連結説を提示し、流動的で非制度的な文化概念を採用する。それにより、キムリッカ理論よりも広範な集団に文化的権利を付与できる可能性が生じてきた。しかし、そうした利点の反面、彼の理論には、文化的権利の主体の範囲に関する新たな疑問が発生する。それは、パッテンの文化概念が、具体的で明確な制度の共有を文化集団成立の要件としていないために、集団としての実在性が乏しい文化集団にも文化的権利を認めてしまう可能性である(23)。こうした批判に対しては、どのように応答可能だろうか。

結論を先取りすれば、パッテンは、権利主体となる文化集団の範囲を無制限に拡大するわけではない。彼は、社会連結説において提示する、形成条件の共有という条件に加え、集団内の「統制」という概念を提示することにより、保護政策の対象となる文化集団の範囲を一定の範囲内に限定する。すなわち、パッテンの言う統制とは、「集団の成員が重要な権力的

(23)　このように多様な文化集団を権利主体として想定する場合、各集団のニーズに適した適切な権利を付与する必要がある。ジェイコブ・レヴィは、集合的権利の中には、免除、支援、自治、外的規則、内的規則、承認、代表、象徴的主張など多様な種類の権利が存在するため、そうした権利を分類し、各集団にどの権利を付与するのか個別に検討する必要があると主張する。(Jacob Levy, Classifying Cultural Rights, in, Will Kymlicka and Ian Shapiro, eds., *Nomos XXXIX: Ethnicity and Group Rights*, New York University Press, 1997, p. 25.)。

地位のほとんどを占めている、かつ／あるいは、他の参加者のほとんどが当該文化集団の初期からの成員である場合」、特定の文化集団が「統制されている」と定義され、こうした統制が存在する場合に、文化の伝達過程が存在すると解釈される（RC: 740）。例えば、ある学校において、教師や意思決定者の大多数がCという文化の成員である場合、あるいは大多数の生徒の親がCに属するという背景を持つ場合、その学校はCという文化集団によって統制されていると理解される（RC: 740）。このように、集団内の大多数が同一の文化を共有しており、その文化を次世代へと継承する伝達過程が存在している文化集団が、権利主体となるのである。

こうしたパッテンの文化概念は、権利主体となる文化集団の条件を、本質主義的なキムリッカの文化概念よりも緩和する。それと同時に、世代を越えて文化が継承されてきたという歴史的な連続性や、世代間の伝達過程という集団内部の関係性を有することを条件として、集団としての実在性の有無を判断する。このように、パッテンの場合、キムリッカのように集住や言語の共有といった制度的基準を採用しないが、一定の文化伝達過程の共有という集団の実在性の判定基準はなお明確に維持し続ける。したがって、パッテンの文化概念は、キムリッカと比較すれば流動的な文化概念を採用するが、その流動性は無制限ではなく、文化的権利の付与対象となる文化集団の範囲を明確に限定し得るのである。

2 文化の変化をめぐる問題

次に、パッテンの文化概念が文化の変化に対してどの程度十分に敏感であり文化の流動性にどの程度適切に対応できるのかという問いを検討したい。この問いは、パッテンのみならず、多文化主義理論一般にとっても重要な問いである。少数派文化の保護について議論する際、文化保護が自己目的化された場合、文化が固定化され、文化の変化に対応できない可能性が考えられる。本来、文化は時代によって変化していくものであるにもかかわらず、文化を保護する目的が、当該文化を現状のまま保存することと理解される場合、文化の可変性を考慮することができない。実際に、キムリッカに代表されるような本質主義的な文化概念に対するパッテンからの批判の一つは、文化を固定的なものとして捉えるため、文化の可変性について説明することの困難性に存していた。こうした問題をパッテンは解決することができるのだろうか。以下、キムリッカとパッテンの文化概念の比較を通して、パッテンの文化概念が文化の変化をどのように説明可能か検討したい。

第一に、一つの文化がそのまま保持され、どこまで同一性を維持し続けられるのかという文化の継続性の観点から、キムリッカの問題点を考察する。キムリッカの主張する社会構成的文化が、集住や言語等社会制度の共有を文化集団の成立要件としている点において、制度論的な性格を有していることは既述の通りである。こうした制度論的な文化概念によれば、ある文化集団の同一性が維持されていると見なされるためには、同一の制度が維持されてい

るという条件を満たす必要がある。そのため、時代を経て社会制度に変化が生じれば、文化の継続性を説明することが困難となってしまうのである。たとえば、一般的に、1600年代のフランス文化は、1800年代のフランス文化と1800年代のフランス系カナダ文化の両方に受け継がれていると想定される。しかし、この三つの文化の社会制度は完全に一致しているわけではないため、キムリッカのような制度論的な文化概念を採れば、これら三つの文化は同一制度の共有という条件を満たさず、継続性を認めることはできない（RC: 738）。

これに対して、パッテンは、文化の本質を定義しないため、文化の特徴や内容が変化しても、世代間に文化の伝達過程が保持されている場合には、当該文化の同一性が維持されていると見なす（RC: 738）。そのため、パッテンの社会連結説を採る場合、時代や環境の変化に影響され、制度が変化したとしても、当該文化の継続性を説明できる。こうしたパッテンの社会連結説を上記の例に当てはめれば、1800年代のフランス文化と1800年代のフランス系カナダ文化が、それぞれ1600年代のフランス文化から伝達過程を維持していることから、その両方に継続性を認めることも可能である。このようにパッテンは、文化の内容を定義することを回避し、その伝達過程の有無により文化の同一性を判断することにより、キムリッカの制度論的な文化概念の問題を克服するのである。

第二に、個人が自らの文化を手放し新たな文化へ同化するという事象、すなわち「文化の喪失」という点においても、パッテンは、キムリッカの文化概念の問題点を打破しうる新しい視点を導入している。キムリッカとパッテンの両者は共に、原則として文化の喪失という現象が正義に反する事象であると見なし、文化の喪失が起こっている文化集団に対する保護の必要性を主張する。キムリッカは、文化の喪失が起こる場合として、文化集団の外部からの圧力によって当該文化の成員の意思に反して多数派文化へ強制的に同化させられる場合のみを想定し、成員が自発的に同化をする場合は正義に反する文化の喪失には該当せず、文化の単なる変化に過ぎないと主張する（MC: 104）。それゆえ彼の立場によれば、少数派文化集団の成員による別の文化集団への同化が彼らの自由意思による選択だと見なされる場合、その選択の背景にある貧困などの境遇を考慮することなく、彼らに対する保護の必要はないという判断を下すことになる[(24)]。他方、キムリッカの本質主義的な文化概念は、保護対象となる文化集団が集団としての実態を失ってもなお、保護対象と見なし続ける可能性があり、保護を必要としない文化集団に対して保護を押し付ける結果にもなりうる。このように、キムリッカの本質主義的な文化概念は、保護対象を適切に定義することができないという困難性を有していたのである。

---

(24)　文化権に関する自由意思による選択と責任について、より詳細な議論を扱う研究として、Chandran Kukathas, Are there any cultural rights? in Political theory, Vol. 20, No. 1 (1992) pp. 105-139を参照。

これに対して、パッテンは、「移住、経済的変化、読み書きの力の向上、新たなメディアや新たな形態の大衆文化へのアクセス、その他こうしたあらゆる社会的変化が、人々を新しい形成的影響にさらす傾向にある（ER: 49）」と述べ、成員がより良い生活環境を求めた結果、文化の喪失が起こる場合もあると反論する。その上で、彼は、文化の喪失が、成員の選択の有無により判断されるべきではなく、世代間の伝達過程の有無により判断されるべきであると主張する。すなわち、文化の伝達過程が無くなった場合は常に文化の喪失と見なされ、世代間で文化が伝達される環境の維持が困難である、全ての文化集団に対して補償の必要があるというのである。そのため、パッテンの立場によれば、キムリッカの理論において、貧困等の背景条件が無視され、補償の対象外とされた文化集団に対しても補償が可能となる。

しかし同時にパッテンは、こうした補償により自らの文化に留まることが可能となったにもかかわらず、文化集団の成員が新たな文化集団への同化を希望する場合に生じる文化の喪失は、例外的に不正とはならないと主張する。この場合に同化を否定することは、個人の自由意思を侵害することになるため、文化集団をどのように手厚く擁護したとしても、文化の喪失をあらゆる場合に完全に回避することは困難であるというのである（ER: 102）。

こうした文化の喪失の許容は、一見、文化保護と矛盾するように思われるが、パッテンは以下のような制限を課し、文化の喪失の許容に歯止めをかける。彼によれば、文化の存続に最低限必要な保護が絶対的に不可欠であり、国家はこうした最低限の保護、すなわちパッテンの言うところの適切な「基準線（baseline）」を下回らないように、各文化集団に対して補償しなければならない（ER: 115）[(25)]。そうした保護を施してもなお発生する喪失については、正義に反しない喪失となるというのである。このように、キムリッカとパッテンの両者は、文化の喪失が生じている集団に対する補償が必要だという認識を共有している。しかし、貧困等の背景条件を考慮することなく、文化の喪失が生じる可能性を限定的に捉えたキムリッカに対して、パッテンは、文化の喪失が起こる可能性をより多く想定し、キムリッカが保証の対象外とした文化集団に対しても補償の必要性を主張する。こうしてパッテンは、最低限の補償が確保された上での文化の喪失を許容することにより、実態のない文化集団に対しても補償してしまうという本質主義的な文化概念の問題点をも打破し、文化保護と文化の変化を両立させているのである。

3 自由意思の限界と国家の必要性

以上のように、パッテンは社会化過程や文化の伝達過程など、集団内における相互関係の

(25) パッテンは、国家の中立性概念に関する議論の中で、こうした最低限の保証を「基準線（baseline）」と呼び、最低限度の保証を正当化する（ER: 115）。これについては、別稿を予定している。

有無に着目し、集団としての文化という観点から、文化の存続あるいは衰退を説明した。すなわち彼は、集団の成員が自らの文化の社会化過程や伝達過程という集団内の関係性に自然に組み込まれているという前提のもと、文化集団の保護の必要性を主張する。パッテンは、そうした保護が保証した上で、当該文化集団の伝達過程に参加するか否かという選択については、個人の自由意思に委ねている。しかし、こうしたパッテンの議論は逆に文化の存続や放棄を自由意思のみで説明できるのだろうか。これについてパッテンは、明示的な主張を行わないが、キムリッカの提示する先住民とポリエスニック集団の二分法に対する批判の中に、文化と個人の自由意思の関係性に関する、パッテンの見解を発見することができる。本節では、そうした個人の自由意思がどのように形成されるのかということも含めて、集団の成員という個人の観点から、文化の維持と放棄について検討する。

まず、キムリッカの提示した二分法がどのような理論か確認したい。彼は、長期の定住を目指す外国人としてのポリエスニック集団が、受入国への同化を自発的に選択するということを前提とする。それゆえ、ナショナル・マイノリティとポリエスニック集団とを区別し、集合的権利の割当ての差異を肯定する。彼によれば、ナショナル・マイノリティは、基本的に併合や侵略等により、非自発的に国家に組み込まれたため、彼らの文化や言語に関する要求については尊重するべきである（MC: 100-101／邦訳、一五二頁）。他方、ポリエスニック集団の場合、自らの文化に留まるという選択肢を持つにもかかわらず、自ら選択して自国の文化から去り、自発的に受入国に組み込まれていると見なされるため、受入国が彼らを同化させることは正義に反することではないというのである（MC: 96／邦訳、一四四頁）。

こうしたキムリッカの主張に対しては、パッテンの登場以前から批判が向けられてきた。たとえば、カレンスは、ポリエスニック集団が自発的に受入国に移住する可能性は、キムリッカが想定するよりもはるかに少ないと主張する(26)。それゆえ、カレンスは、既に受入国で生活する外国人について、受入国での居住期間が一定以上であることを条件とし、帰化者、永住者の他に、一時労働者、非正規移民、難民等をも集合的権利の主体とするよう主張する(27)。こうしたカレンスの理論は、受入国内の在留外国人の取扱いに対して、キムリッカとは非常に異なった扱いをしている。しかし、集団の自発性の判断に関しては、キムリッカと同様に直観的で表面的な基準に依拠していた。

パッテンは、こうしたキムリッカやカレンスの問題点を踏まえ、ポリエスニック集団の正当な文化的権利放棄について、「自発性（Voluntariness）」、「放棄可能性（Alienability）」、「受益者の許容（Recipient's permission）」というより細かい三つの条件を設定する。第一条件の自

（26）　Carens, *Culture, Citizenship, and Community,* p. 81.

（27）　Carens, *The Ethics of Immigration,* p. 159.

発性は、どのような場合に「移民が自らの文化権を自発的に放棄しうるか」に関する条件である（ER: 272）。パッテンは、移民が受ける利益と負担の程度により、権利放棄の自発性を規定する。すなわち、特定の権利を放棄することが、移民にとってどの程度の負担となるかが問題となるのである。そして、彼は、ある権利の放棄が自発的なものと見なされるためには、そうした負担が移民にとって耐えうる程度であることが必要であると主張する（ER: 281）。更に、パッテンは移民が文化的権利を放棄するとき、文化放棄を要求する受入国の主張がどのくらい強いかが問題となり、そうした受入国の要求を移民が拒否する余地が事実上ない場合は、形式的に文化放棄への同意があってもそれが無効であるとの見解を示す（ER: 281）。

第一条件が満たされた上で必要となるのが、第二条件の放棄可能性である。放棄可能性は、ポリエスニック集団が「文化に関する権利を自発的に放棄したかのように扱うことが、道徳的に許容される」ための条件である（ER: 272）。パッテンは、受入国の寛容の程度によって、権利放棄の可能性を規定する。彼によれば、移民が受入国の言語を学び、基本的な生活様式を習得することができ、なおかつ受入国が寛容をもって彼らを受け入れるような諸条件が十分に満たされている場合には、移民が新たな社会構成的文化の中で自由であるために必要となる範囲の選択肢を見つけることが可能となる。彼は、この条件を満たす場合には、文化的権利の放棄をポリエスニック集団に要求しても、彼らは受入国の文化の中で新たな生活が十分可能であり、道徳的問題は発生しないと主張する（ER: 248）。以上の二条件が満たされた上で、最後に問題となるのが、ポリエスニック集団側の許容である。これは、すなわち移民が文化に関する権利の放棄を許容するかどうかの意思表示を意味する（ER: 272）[(28)]。パッテンは、これら三つの条件を満たした場合には、先住民がポリエスニック集団よりも優先されることを許容する（ER: 295-296）。

このように、パッテンは、ポリエスニック集団の文化的権利放棄の正当性に関して厳しい判定基準を設け、権利放棄の自発性を極めて限定的に解釈する。彼の文化概念は、キムリッカと同様に、ポリエスニック集団と先住民の差異を考慮した権利付与を最終的に認めるが、パッテンの自由意思に対する考え方はキムリッカのそれと大きく異なっている。パッテンの理論は、その一見の自由意思への傾斜とは裏腹に、個人の自由意思だけでなく、個別具体的な状況において自由意思の真正さを判定するという意味で国家の役割を増大させているのである。

---

(28) ただし、パッテンによれば、上記の三条件を満たせば、移民の文化的権利の放棄は正当なものと見なされるが、移民は経済的な理由などにより、移住を余儀なくされているという切迫した状況下で、自らの文化に関する権利を放棄するか、あるいは移民という地位を得るか、どちらかを選択するように強制されれば、移民の地位と引き換えに自らの文化的権利を放棄することを選ぶということが容易に想定される。彼は、こうした切迫した状況下で選択を強いることは、不当な取引であり、そうした状況下で交わされた約束に責任は生じないと主張する（ER: 279-281）。

五　結びにかえて

以上本稿で検討してきたように、パッテンは、社会連結説を提示することにより、キムリッカと比して多様な文化集団を集合的権利の主体に包摂することに成功した。その結果として、先住民と定住型移民だけでなく、一時労働者や難民などの非定住型移民に対する集合的権利付与の根拠をより強固なものとすることが可能となった。パッテンは、既存リベラルが議論の前提としてきた文化概念を再構成することにより、既存のリベラルな多文化主義の限界を打破しようとしたのである。こうしたパッテンの新たな文化概念は、キムリッカの制度論的な文化概念とは異なって、成員相互の社会化過程の共有に焦点を当てる。このように文化集団内の成員間の関係性に着目する点において、パッテンの文化概念は関係論的文化概念であるといえる。

このような本稿で確認したパッテン理論の特色を踏まえれば、リベラリズムと多文化主義の関係に関するより大きな問いとして、最後に以下の二つの残された問いを確認しておくことが重要だろう。第一の課題は、国家の役割に関する検討である。本稿では、関係論的文化概念においては、個人の文化帰属に関する自発性が国家により判定されることを明らかにした。このようにパッテンの関係論的文化概念が、国家の役割を増大させることにより、文化保護に関する判断が国家により恣意的に行われる可能性も考えられる。それゆえ、関係論的文化概念とパッテンの国家観の関係性を考察する必要がある。パッテンは、国家の役割について明示的な国家論を展開していないが、国家が各文化集団をどのように扱えば平等といえるのかを規定する中立性概念については多く議論している。そのため、パッテンの新しい中立性概念の検討が不可欠となる。

第二の課題は、近年の正義論における関係論的アプローチの台頭と、パッテン理論の関係に関する問題の考察である。すなわち、パッテンは自らの文化概念の構成に際して、文化集団内の相互関係に着目する関係論的なアプローチを採用したが、近年多文化主義に限定されない正義論全般においても、関係論的なアプローチが台頭しつつあることは周知の事実である(29)。もとより、パッテン自身は、自らの文化概念の再構成においてのみ関係論的アプロー

(29)　正義論全般における関係論的アプローチを採っている論者としては、サミュエル・シェフラーが挙げられる。シェフラーは、「分配的正義の概念は、（中略）個人の動機や態度に踏み込み、実践や制度を規制し、互いに関係性を構築する手助けをしなければならない」とする（S. Scheffler, *Equality and Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory,* Oxford University Press, 2010, pp. 234-235.）。国内においても、「平等理念を主体間の相互行為の次元における関係の（非）対等性によって同定しようとする関係的平等主義」が格差や差別の背後にある制度や構造の是正を可能とするという森の議論などが挙げられる（森悠一郎「関係の対等性と正義―平等主義的リベラリズムの再定

チを採用しており、正義論全般におけるそれとの関係性については明示的に語っていない。だが他方、関係論的な正義論者の側でもパッテン理論への応答はいまだ開始されていない。このように、パッテン理論と既存の多様なリベラリズムの関係の考察は、双方の今後の対話に大きく依存するのであり、その意味でもパッテン理論は多くの重要な問いを我々に残していると言えるのである。

謝辞

本稿の執筆に際し、飯田文雄先生（神戸大学）には丁寧なご指導を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。また、アラン・パッテン先生（プリンストン大学）、アン・フィリップス先生（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス）、チャンドラン・クカサス先生（同左）には、本稿作成の初期段階において多くのアドバイスを頂いた。更に、安井宏樹先生（神戸大学）、安藤馨先生（同左）、増井志津代先生（上智大学）、西山隆行先生（成蹊大学）、辻康夫先生（北海道大学）、早川誠先生（立正大学）、苅田真司先生（國學院大學）、網谷龍介先生（津田塾大学）、三牧聖子先生（高崎経済大学）には、本稿の作成過程において、貴重なコメントや発表機会等を賜った。重ねて御礼申し上げたい。

なお本稿は、JSPS科研費特別研究員奨励費（17J02463）の研究成果の一部である。

位（一）」、『法学協会雑誌』第一一三巻第八号、二〇一六年、一〇五〇頁）。